

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学と野々市市との 包括連携に関する協定書

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学(以下「大学」という。)と野々市市(以下「市」という。)は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市の社会、経済等の活性化及び課題解決に関し、大学の人的・知的資源を活用し、及び大学と市が相互に連携・協力することにより、活力ある豊かな地域社会の形成及び発展に寄与することを目的とする。

(連携の内容)

第2条 大学と市は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1)まちづくり及び大学づくりに関すること
- (2)人材の育成に関すること
- (3)大学における地域貢献活動に関すること
- (4)その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(連携の実施)

第3条 大学と市は、前条の事項の具体的な内容については、個別に協議の上、決定する。

(守秘義務)

第4条 大学と市は、本協定に基づく活動において知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、書面により事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月末日までとする。ただし、期間満了の1月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新されたものとし、それ以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定書に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項について必要がある場合は、双方協議の上、定めるものとする。

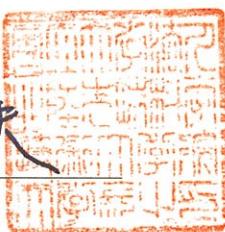
本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、大学と市が署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月13日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長

野々市市長

浅野哲夫



栗 貴 章

